

佐賀県告示第99号

佐賀県母子・父子自立支援員設置規程（昭和26年佐賀県告示第634号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 支援員は適当と認める者の中から知事が<u>委嘱し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。</u></p> <p>2 <u>補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>任期中といえども不適当と認める場合は、解任することができる。</u></p> <p>第5条の2 <u>支援員には、予算の範囲内で報酬及び費用弁償としての旅費を支給する。</u></p> <p>第6条 この規程に定めるものの外、<u>サービスその他必要な事項</u>については別に定める。</p>	<p>第3条 支援員は適当と認める者の中から知事が<u>任命する。</u></p> <p>第6条 この規程に定めるものの外、<u>支援員の設置に関し必要な事項</u>については別に定める。</p>

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。